

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の支給に関する規則

介護職員処遇改善加算の支給について

支給対象者は当法人の介護職員とする。支給方法は、以下①から③の算定に基づき事業所毎の稼働率の実績に準じて年3回（10月、4月、6月）の支給とする。但し、通知のとおり昇給分、法定福利費を除いた額面を実支給とする。尚、事業所毎の稼働率に応じて支給されることから、支給額は増額または減額になることがある。

- ① 常勤職員及び定時職員は常勤換算数で算定する。
- ② 当法人における勤続年数を鑑み、勤続年数の平均値を基に偏差値を加味し全支給額を配分する。
- ③ 給与規程第29条第1項に該当する休職者は、この期間中は支給しない。

特定処遇改善加算の支給について

支給対象者は、法人の常勤職員に対して以下①、②、③の3つのグループに分け、それぞれの平均賃金改善額は以下のとおりとする。

- ・ 経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均と比較し高い額とする。
- ・ 他の介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、その他の職種の賃金改善に要する費用の見込額の2倍以上とする。ただし、その他の職種の平均賃金額が他の介護職員の平均賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りでない。

支給方法は法人全事業所の稼働率に準じて、年3回（10月、4月、6月）の支給とする。但し、通知のとおり昇給分、法定福利費等を除いた額面を実支給とする。尚、各事業所の稼働率に応じて支給されることから、支給額は増減または減額になることがある。

- ① 経験・技能のある介護職員
介護福祉士を取得し、10年以上の介護経験実績が認められる常勤の介護職員
- ② 他の介護職員
①以外の常勤の介護職員
- ③ その他の職員
①及び②以外の常勤職員でかつ賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らない職員

介護職員等ベースアップ等支援加算の支給について

支給対象者は介護職員が勤務している事業所の全職員とする。支給方法は以下①及び②の算定に基づき事業所毎の稼働率の実績に準じて、加算額の3分の2以上の額を毎月支給する。但し、通知のとおり法定福利費等の法人負担額を除いた額面を実支給とする。尚、事業所毎の稼働率に応じて支給されることから、支給額は増額または減額になることがある。

- ① 常勤職員及び定時職員は常勤換算数で算定する。
- ② 給与規程第29条に該当する休職者は、この期間中は支給しない。

附則

この規則は、令和 元年 9月 1日より施行する。

この規則は、令和 2年10月 1日より施行する。

この規則は、令和 4年10月 1日より施行する。